

令和5年第8回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和5年12月6日(水)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和5年12月6日(水)午前9時30分

出席議員(12名)

1番	横浜	睦成	2番	高沢	陽子
3番	木戸	忠勝	4番	村中	玲子
5番	五十嵐	勝弘	6番	戸澤	栄
7番	古林	輝信	8番	中谷	謙一
9番	野坂	充	10番	大湊	敏行
11番	赤垣	義憲	12番	岡山	義廣

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野村	秀雄					
副町	長	江刺家	和夫					
教	育	長	新渡	幹夫				
総	務	課	長	山田	勇一			
企	画	財	政	課	長	秋島	祐成	
防	災	管	財	課	長	西館	峰夫	
産	業	振	興	課	長	長根	一彦	
税	務	課	長	高山	幸人			
町	民	課	長	上野	義孝			
介	護	・	福	祉	課	長	飯田	貴子

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	瀧 澤	誠
会計管理者	小 野 早 苗	
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥	
学校教育課指導室長	向 中 野 純 子	
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋 介	
代表監査委員	駒 井 広	
総務課行政担当	佐 藤 祐 大	

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順 一
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
- 日程第4 提案理由説明
- 日程第5 常任委員会報告
 - 1、総務常任委員会
 - 2、建設産業保健衛生常任委員会
- 日程第6 特別委員会報告
 - 1、議会改革検討特別委員会

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した

- 2番 高 沢 陽 子
- 7番 古 林 輝 信

町長の提出議案

- 議案第63号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第64号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第65号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第66号 令和5年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第68号 野辺地町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第69号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第70号 野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第71号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第72号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第73号 野辺地町コミュニティ防災センター条例を廃止する条例案

- 議案第74号 財産の処分の件
- 議案第75号 財産の取得の件（新庁舎執務備品等）
- 議案第76号 財産の取得の件（新庁舎応接備品等）
- 議案第77号 財産の取得の件（新庁舎レジスター及び自動釣銭機等）
- 議案第78号 野辺地町土地開発公社の解散について
- 議案第79号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

議会の提出議案

- 発議第7号 「未来につなげる幸せのまち」実現へ更なる充実を求める決議案
- 発委第1号 議会改革検討特別委員会の委員の定数を変更する決議案

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和5年第8回野辺地町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によって、2番、高沢陽子君、7番、古林輝信君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。議会運営委員会で会期について審議した結果を事前に皆様に配付しております。本定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの3日間に決定しました。

会期日程	
12月 6日	本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、 提案理由説明、委員会報告）
12月 7日	本会議（一般質問）
12月 8日	本会議（議案審議、発議審議、陳情審議）

◎議案の上程、諸般の報告、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第3、議案の上程であります。議案第63号から議案第79号まで、発議第7号及び発委第1号を一括上程します。

これから諸般の報告をします。令和5年12月1日付で監査委員として選任された駒井広君が監査

委員として出席しております。駒井広君、一言ご挨拶願います。

○監査委員（駒井 広君） ただいまご紹介いただいた駒井です。町、町民のためにしっかり審査し、少しでもお役に立ちたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4、町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。本日ここに、令和5年第8回町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

10月の町長選挙後、最初の定例会でありますので、初めに私の町政運営に対する所信の一端を申し上げたいと存じます。

私の町政運営を進める上での基本姿勢は「町民の皆様とともに力強く歩むまちづくり」であります。

町長に就任して以来、町民の声に耳を傾け、町民と一緒に考え、行動することを心がけながら、様々な政策課題に取り組んでまいりました。

2期目の町政運営におきましても、その姿勢を崩すことなく、子供、若者から高齢者まで全ての町民に寄り添い、町に元気とにぎわいを取り戻し、将来にわたって、安心して楽しく暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

そのためには、財政運営の健全性を維持していくことが必須となりますので、これまで同様、行財政改革の取組を継続し、効率的な行政運営に努めてまいります。

また、喫緊の課題となる重要施策への対応であります。まずは「少子化対策」であります。

人口減少社会において、持続可能なまちづくりを進めていくためには、若い方の力が必要となります。そうした世代が暮らしやすく、当町に住み続けていただけるよう、子育て支援の拡充を図ってまいります。

これまで実施してまいりました出産祝金に加え、令和6年度からは新たに、小学校、中学校の入学時に、それぞれ5万円を入学祝金として給付する制度を創設いたします。

一方で、学校給食費の無償化や子ども医療費助成事業の所得制限撤廃につきましても、国や県と協調しながら取り組んでまいります。

次に、「小学校の統合」についてであります。

現在、野辺地小学校と若葉小学校の令和10年度統合に向け、統合校舎の新築に係る基本構想の策定を進めており、来年度には、その基本構想を基にした基本設計に着手したいと考えております。

将来を担う子供たちが、夢と希望を持って楽しく、そして安全・安心に学校生活を過ごせるよう、子供たちのことを第一に考えた教育環境の充実を図ってまいります。

次に、「当町の魅力を活かした産業振興」であります。

特産品のホタテ、葉つきこかぶなどのブランド力の強化を図るため、トップセールスによる情報発信に努めながら、生産基盤の整備や経営の改善、担い手の確保・育成などの取組を、引き続き支援してまいります。

商工業につきましても、町内での持続可能な経営を図るため、事業者の事業拡大や継承を支援するとともに、空き店舗対策の取組を継続してまいります。あわせて、町の各種産業団体や事業者などが連携した活動を促進し、地域全体で産業の活性化を図る機運の醸成に努めてまいります。

なお、懸案となっております「まかど温泉スキー場」の再開に向けた取組ではありますが、町が実施した調査によりますと、被災したりフト等の復旧に加え、老朽化した施設や設備の更新・修繕が必要なことが判明いたしました。

調査結果等の詳細につきましては、年内に全員協議会を開催し、議会にご報告したいと存じます。

町といたしましては、議員各位及び町民の皆様の声をお伺いしながら、引き続き関係者との協議及び検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町の目指す将来像であります「未来につなげる幸せのまち のへじ」を踏まえ、誰もが明るく元気に活躍し、「幸せ」を実感することができるようなまちづくりを、町民の皆様とともに、そして職員一丸となって進めてまいります。

議員各位におかれましては、町政運営の両輪として、今後ともご支援・ご協力を賜りたくお願いを申し上げます。

続きまして、さきの定例会後の諸般の事項につきましてご報告をいたします。

本年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、9月以降も、町内で各種の行事・イベントが再開されております。

恒例の町商工会主催の「のへじ にぎわい商工まつり」、同女性部と町観光協会の共催による「郷土の味を楽しむ会」、町学校教育振興会による「小・中学校 音楽交歓会」などは4年ぶりの開催となりました。また、町観光協会による新たなイベント「PRセンター 秋の味覚まつり」も行われるなど、少しずつ町に活気が戻ってきていることを感じております。

今後もコロナとの共存は続くと思われませんが、こうしたイベント等により、交流の機会が増え、少しでも地域の活力につながっていくことを期待するものであります。

次に、埼玉県久喜市との交流についてであります。

去る11月3日に開催された「久喜市菖蒲産業祭」に、町の産業団体を中心とした関係者の皆様とともに、総勢14名の訪問団で参加してまいりました。

私も、当町から持参した農産・海産物のPRをさせていただきましたが、おかげさまで活ホタテと、のへじ葉つきこかぶが短時間で完売となったほか、ホタテの稚貝汁や加工品などを目当てにし

たお客様も大勢訪れるなど盛況を博しました。

今後、産業交流のみならず、かつてのように子供たちの交流事業なども再開しながら、両市町の交流をより広げてまいりたいと考えておりますので、関係者皆様のご理解・ご協力をお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案いたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第63号は「令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,300万円を追加し、予算の総額を91億7,100万円といたします。

歳入では、町税の徴収見込みにより3,760万円を追加したほか、県からの物価高騰対策に係る補助金4,681万円余りを追加するなど、歳出の事業の変更や交付決定に伴う増減調整をいたしました。

歳出では、物価高騰対策として水道料金の基本料金6か月分を減免するため水道事業特別会計への繰入金4,800万円を追加したほか、県事業で子供1人当たり3万円の応援金を給付する県子ども・子育て世帯応援金事業費2,580万円を追加いたしました。また、青森県人事委員会勧告に準じた職員給与の改定等を行うための経費を追加いたしました。

債務負担行為の補正は、追加が14件、廃止が1件、変更が1件、地方債の補正は、借入限度額の廃止が2件、変更が2件であります。

議案第64号は、「令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ550万2,000円を減額し、予算の総額を16億8,886万6,000円といたします。

歳入では、一般会計繰入金を551万円余り減額し、歳出では、医療給付費及び後期高齢者支援金等の事業費納付金を、それぞれ実績に基づき増減調整したほか、職員給与費の改定に伴う所要額を計上いたしました。

また、債務負担行為の設定を1件計上いたしました。

議案第65号は、「令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,615万7,000円を追加し、予算の総額を18億8,168万6,000円といたします。

歳入では、介護給付費等の執行状況を踏まえ、国庫支出金等の増減調整を行い、歳出では、介護サービス及び介護予防サービス等に係る保険給付費に1,268万円余り追加したほか、職員給与費の改定に伴う所要額を計上いたしました。

また、債務負担行為の設定を1件計上いたしました。

議案第66号は、「令和5年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

収益的収入及び支出の補正では、既決予定額に増減はなく、収入では、水道基本料金の減免措置に伴い、給水収益を2,400万円減額し、同額を一般会計補助金で補填いたします。

支出では、本・支管漏水修繕費に150万円、職員給与費に83万円余り追加し、財源調整のため予備費を233万円余り減額いたします。

なお、職員給与費の追加に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に、83万円余り追加いたします。

資本的収入及び支出の補正では、収入の既決予定額に、工事負担金421万5,000円を追加し、予定額総額を6,571万5,000円といたします。

支出では、既決予定額に、馬門野辺地線道路改良工事に伴う排水管布設替工事請負費の変更分521万5,000円を追加し、予定額総額を2億363万5,000円といたします。

ほか、債務負担行為の設定を2件計上いたしました。

議案第67号は、「野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。

町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第68号は、「野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。

町長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第69号は、「野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」であります。

青森県人事委員会勧告に準じて職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第70号は、「野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給について所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第71号は、「野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」であります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第72号は、「野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案」であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者に係る介護保険料の減免措置の基準が変更されたため提案するものであります。

議案第73号は、「野辺地町コミュニティ防災センター条例を廃止する条例案」であります。

地域のコミュニティー活動の場、防災用物品等の保管及び避難場所の機能を備えた複合施設として活用してきた野辺地町コミュニティ防災センターの役割をほかの町有施設に移すこと、並びに民間事業者から「同センター及び敷地を買い取って原子力関連施設工事の従事者などのために宿泊施設を整備し、県内・圏域の地域振興に寄与したい」という申入れがあり、同センターの財産処分を進めるため、廃止条例案を提案するものであります。

議案第74号は、「財産の処分の件」であります。

民間事業者から「野辺地町コミュニティ防災センター及び敷地を買い取って原子力関連施設工事の従事者などのために宿泊施設を整備し、県内・圏域の地域振興に寄与したい」という申入れがあり、同センターの土地・建物を売却するため提案するものであります。

議案第75号、第76号及び第77号は、いずれも「財産の取得の件」であります。

新庁舎の執務備品、応接備品、レジスター、自動釣銭機等を取得するため提案するものであります。

議案第78号は、「野辺地町土地開発公社の解散について」であります。

土地開発公社による公共用地等の先行取得の必要性等がなくなったことから、当公社を解散するため提案するものであります。

議案第79号は、「野辺地町教育委員会委員の任命の件」であります。

野辺地町教育委員会委員の杉山道彦氏の任期が令和5年12月19日をもって満了となることから、同氏の再任について、議会のご同意を得るため提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

よろしく願いいたします。

◎常任委員会報告

○議長（岡山義廣君） 日程第5、常任委員会報告を議題にします。

初めに、総務常任委員会について、委員長の報告を求めます。

10番、大湊敏行君。

○総務常任委員長（大湊敏行君） おはようございます。総務常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、9月27日に開催されました。出席委員6名。説明員として副町長、教育長、総務課長、学校教育課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査及び調査重点項目の検討についてです。

初めに、学校教育課長から「統合小学校新築事業基本構想策定支援業務の設計額積算根拠と仕様

について」説明がありました。

「委託期間として令和5年6月27日から令和6年3月29日まで、132万円で株式会社熊澤建築設計事務所と契約しております。落札率は31.02%となります。業務内容としては、統合小学校新築事業基本構想の策定及び検討委員会の会議運営の支援に関するものです。契約の際に、設計額と落札額に大きな乖離が見受けられたため、落札者に対して業務仕様の再確認を行い、履行可能である意思が確認できたことから、契約を取り交わすことといたしました」と説明を受けました。

委員から「ほかの業者は予定価格に近い入札額であるのに、企業努力でこの入札額はあり得ないと思うが、それを企業努力と解釈する根拠は」との質問に対し、学校教育課長から「契約前に、こちらから提示した仕様を理解しているのか再度確認し、落札者側も内容を理解しており、履行意思の確認が取れたことが根拠になります」と回答がありました。

次に、今後の調査重点項目について、委員間で協議しました。

当町のふるさと納税による寄附金額の増額を図るため、執行機関とともに検討すべく、このことについて調査重点項目に選定しました。また、当町の未来のために、教育に着目した子育て支援についても調査することとしました。

委員会は、11月7日に開催されました。出席委員6名。説明員として副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、学校教育課指導室長、社会教育・スポーツ課長、介護・福祉課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査についてです。

初めに、調査重点項目の中で、町内小中学校の現状を把握するため、「児童・生徒を取り巻く現状について」学校教育課指導室長から説明を受けました。

「文部科学省の調査によると、コロナの影響もあり、全国的に不登校児童生徒数は過去最多を更新し、増加の勢いが止まらない傾向にありますが、当町においては、コロナ禍で新規の不登校児童生徒が急増したものの、コロナの5類移行後は行事等が再開され、子供たちの活躍の場が広がったことで、不登校傾向の児童生徒はおりますが出現率は大幅に減少しています。学校内外での指導・相談体制として、学校外では勤労青少年ホームに教育相談室、スクールソーシャルワーカーが当町を拠点に1人在籍し、学校内ではスクールカウンセラーを小中学校1人ずつ配置しております。

いじめについては、ささいな児童生徒間トラブルもいじめとして、積極的に認知されるようになり、全国的にも報告数は増加しています。特に、コロナ禍における制約の多い生活環境下では、児童生徒間トラブルや問題行動が増加しました。当町でも積極的ないじめの認知、いじめ解消に向けた対応を進めていますが、令和5年度は不登校同様、報告事案が少なくなる見込みです。未然防止のための取組として、自他を大切にできるような人権教育を教育活動で大切にするとともに、道徳を要とした心の教育の充実を目指しております。また、SNS関連のいじめが全国的に増加してい

ることから、情報モラル教育も大切にしています。

ヤングケアラーの現状ですが、手伝いの範囲と判断した事例がありました。知られないようにする子供もいるので、様子を見守りながら相談しやすい関係づくりに努めています。

重点取組事項として、学校で一番時間を費やすのが授業なので、知的に楽しい授業づくりに力を入れており、授業が分かり楽しければ不登校や問題行動も減ることにつながります。そのための教育環境の整備、安心して学校生活を送ることができる魅力ある学校づくりを応援したいと思います」と説明を受けました。また、教育長から「先生方が工夫して分かりやすく楽しい授業に取り組んだ結果、いじめや不登校が減っている状況です」との報告を受けました。

次に、社会教育・スポーツ課長から「町立体育館屋根劣化調査業務について」「第54回青森県小学生スキー大会について」説明がありました。

「町立体育館屋根劣化調査業務について」は、「調査結果として、本体屋根ハゼ部に経年劣化による緩みがあり、屋根にさび、塗装の劣化が見られるとのことでした。今後の対応として、体育室中央付近ほか各所の雨漏れ対策に、棟部分と屋根の取り合いのハゼ部にコーキングを行います。屋根全体のハゼ部のコーキング、塗装改修については調整中です」との説明がありました。

委員から「屋根全体のハゼ部のコーキングを検討していながら、今回その一部だけを改修すると経費が増えるのでは」との質問に対し、社会教育・スポーツ課長から「体育室への雨漏れ対策として早急に対応したいため、年度内で実施できる部分で対応しています」と回答がありました。

「第54回青森県小学生スキー大会について」は、「前年度同様、大回転競技を中止して、距離競技のみを実施します。共催する青森県スキー連盟、大会を主管する野辺地スキークラブと協議済みです」との説明がありました。

委員から「大回転競技だけ別会場で実施することは可能か」との質問に対して、社会教育・スポーツ課長から「主催の野辺地町が主導で実施する必要があるため、現実的に厳しいです。そのため、大会で実施できるのは距離競技のみになります」との回答がありました。

次に、介護・福祉課長から「老人福祉センター入浴施設「老人憩いの湯」の一時休止について」説明がありました。

「10月16日に、9月25日に採取した男性用浴槽水の定例検査で、基準値の8倍のレジオネラ属菌が検出されたことが判明しました。その日以降の利用を休止し、国の衛生管理要領等に示される対応に基づき、専門業者の助言を受けながら、浴室循環ろ過装置の点検を行い、ふだん清掃できない配管内を高濃度の消毒液で消毒を実施しました。作業完了した10月25日に再度水質検査を行って、基準値内であることを確認し、11月13日から再開する準備を進めています。再開後は、これまでの清掃、検査、管理のほか、配管内を高濃度の消毒液で消毒を実施します。なお、利用者へは電話または速達郵便で周知します」との説明がありました。

委員から「同じろ過装置を使用して、女性用浴槽水から検出されず、男性用浴槽水だけから検出される要因は」との質問に対して、介護・福祉課長から「この菌は土壌等の自然界に広く生息し、人体に付着して持ち込まれやすい菌であり、その原因については様々な要因が絡み合っていると推測されます。そのため、原因を究明することは難しいと思われることから、国の要領等に基づいた管理や対策に基づき、消毒や清掃を講じる必要があります」との回答がありました。

最後に、調査重点項目である「ふるさと納税の現状について」総務課長から説明を受けました。

「寄附金額が最も多かったのは平成30年度の1,124万円で、令和2年度以降はおおむね500万円台で推移しています。町民がふるさと納税をしたことに伴う町民税の減収分は、交付税措置に反映されて75%相当が補填されます。残り25%は留保財源で賄うことになります。

当町の返礼品は、10月からホタコロやホタグラ、野辺地名産品の詰め合わせセットなど7種を追加しております。一方で返礼品の基準が厳格化されたことに伴い、これまで取り扱っていた酒類、かわらけつめいコーヒーなどが基準に合致せず取消しとなっています。

PRの手段としては、町のホームページに常時掲載しているほか、広報のへじにも必要に応じて随時掲載しております。また、ポータルサイトを活用して、返礼品の検索や寄附の受付ができるようにしています。

ふるさと納税制度の改正により、10月から募集経費に関するルール及び地場産品の基準が厳格化されました。また、返礼品を提供する際は、事前に総務省の確認や指定を受ける必要があります。

当町の現状の課題として、返礼品の種類が少なく、ポータルサイトの業務委託を1者とだけしか契約していないことが挙げられ、今後これらの充実を考えていく必要があります」と説明を受けました。

委員から「他の自治体のほうが野辺地町と同様の品と量で、設定金額が低いのはなぜか」との質問に対して、総務課長から「他の自治体ではどのような仕組みや仕入れが行われているか確認していませんが、ふるさと納税制度の趣旨として、ふるさとを応援するという大前提があります。また、寄附された金額によって相応の税控除を受けられることとなります。そういったことも念頭に置きながら、国の基準や自治体の事情に合わせて寄附金額を設定しなければならないと考えております」と回答がありました。

事務調査終了後、調査重点項目として説明を受けた「児童・生徒を取り巻く現状」「ふるさと納税の現状」について、次回の委員会で把握できた状況からさらに調査事項をまとめ、取り組むべき課題を検討することといたしました。

委員会は、継続審議することにしました。

よって、本委員会に付託されております「所管に属する事務調査」について閉会中の継続調査を認めていただくようお願いいたします。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） これから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

委員長は、どうぞお戻りください。

次に、建設産業保健衛生常任委員会について、委員長の報告を求めます。

2番、高沢陽子君。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） それでは、建設産業保健衛生常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、11月8日に開催されました。出席委員6名。説明員として副町長、建設水道課長、産業振興課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査についてです。

初めに、建設水道課長から「令和5年度除雪事業について」説明がありました。

「除雪実施延長は、委託路線延長102.5キロメートル、直営路線延長3.1キロメートル、歩道除雪延長13.1キロメートルで、直営路線延長の減については、石神裏上川原線の2.0キロメートルを委託することとしました。除雪実施期間は、11月中旬から来年3月31日までで、委託業者数は昨年度と同様です」と説明を受けました。

次に、産業振興課長から「野辺地漁港荷さばき施設改築工事について」「秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査について」「誘致企業における雇用状況について」説明を受け、現地の視察を行いました。

「野辺地漁港荷さばき施設改築工事について」は、「既存施設の解体は完了し、改築工事を進める段階にありますが、海水の流入防止等の対策のため、矢板を設置してから施工する予定の中、地中に岩盤があることから計画どおり設置できないことが判明しました。追加の工事及び工期延長を行う予定です」と説明がありました。

委員から「ボーリング調査を行ったと思うが、矢板を打つ予定の地点の結果はどうだったのか」との質問に対し、産業振興課長から「令和3年度に抽出した地点を調査したが問題はありませんでした」との回答がありました。

「秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査について」は、「本調査は、陸奥湾におけるホタテガイの適

正養殖を推進するため、垂下養殖の実態を把握し、適正な生産計画の指針とするもので、この調査によって、町漁協の区域を含め、陸奥湾の養殖のおおむねの実態が分かることとなります」と説明がありました。

なお、実態調査の視察も計画していましたが、悪天候のため調査が延期となり、視察は行われませんでした。

「誘致企業における雇用状況について」は、「株式会社永木精機野辺地サービスセンターを視察し、業務内容、運営方針、雇用等についてセンター長から伺うことになっています」と説明がありました。

現地視察では、野辺地漁港荷さばき施設改築現場において、掘削して矢板を設置するために調査している状況を確認しました。株式会社永木精機野辺地サービスセンターでは、業務内容の説明を受けたほか、センター長から「来春、地元の高校を卒業する予定の生徒2名を採用します」との説明を受けました。

委員会は、継続審議することにしました。

よって、本委員会に付託されております「所管に属する事務調査」について閉会中の継続調査を認めていただくようお願いいたします。

以上、建設産業保健衛生常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） これから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） ホタテガイの秋季の実態調査、これが、実態調査が延期になったから視察をしなかったということなのですが、それ以降でも漁協とかそういうところに行って聞き取りするなり、ホタテが大々的に被害を受けている現状を踏まえて、そういうことをするという話は出ませんでしたか。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） 議論の中では、そういう意見は出ておりません。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 町長の提案理由の中でも、ホタテガイとこかぶに力を入れているというのがあったのですが、委員会がそれでいいのですか、委員会は。委員長としての意見はどうなのですか。実態調査しなくてもいいということではないのですか。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） ここで委員長としての見解を述べていいのですか。皆さんから特に意見は出ておりません。そして、私自身もその場での議論はしませんでした。後に委員の皆さん、また私自身の気持ちの中で、必要であれば委員の皆さんにお諮りしたいという思い

はあります。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） ホタテ、来年売るのがない、すごく漁業者は困っているのです。そういうのを建設産業の委員会で調査しないで、それだと委員会としての機能が疑われると思うのですけれども。ホタテ、こかぶは、野辺地町の地場産業の大事なものですから、こういうのあったら真っ先に動くのが委員会ではないのですか。そう思いませんか。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） 貴重なご意見として受け止めて、今後考えてまいります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 除雪事業についての説明がありましたけれども、除雪期間が11月中旬から来年3月31日までという説明を受けたということでありますけれども、先日の降雪時、除雪がされていなかったところがあったと聞いておりました、11月中旬から3月31日までの期間という、この期間以外に降雪があった場合、どういう対応をするかというのは説明はありましたでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） その点についての説明はございませんでした。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 一応例年であれば、11月中旬から3月31日ぐらいまでが降雪の時期ということで、こういった説明を町側でしたと思うのですが、その期間外の対応策についてもぜひ委員会のほうでも話をし、町側と協議していただくようによろしくお願いします。要望です。

○議長（岡山義廣君） そのほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

委員長はお戻りください。

◎特別委員会報告

○議長（岡山義廣君） 日程第6、特別委員会報告を議題にします。

議会改革検討特別委員会から付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

11番、赤垣義憲君。

○議会改革検討特別委員長（赤垣義憲君） 議会改革検討特別委員会の報告を申し上げます。

委員会は、10月17日に開催されました。出席委員は6名です。

案件は、本委員会に付託されております町民に開かれた議会の構築並びに議会の充実及び活性化に関する調査に係る事項の選定についてであります。

議会改革として、取り組むべき課題は、「議会の政策立案機能の強化」「議会審議の活性化」「議会活動の透明性の確保」が挙げられました。これらの取組によって、町民全体の福祉の向上につながることを目的としております。

委員間で協議したところ、「議会審議の活性化」という点においては、議会活動をより充実させるため、「タブレット端末の導入」について意見がありました。「議会活動の透明性の確保」という点においては、町民と連携する議会を目指すため、「議会中継への取組」について意見がありました。

委員会としては、最初に「議会へのタブレット端末の導入」「議会中継の公開」について、調査を進めることに決定しました。

今後、調査に当たり、先進地への視察、運用に向けた情報収集及び検討、必要に応じた規則改正等の準備を行うこととしております。

以上、本委員会に付託されております「町民に開かれた議会の構築並びに議会の充実及び活性化に関する調査」についての中間報告となります。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上であります。

○議長（岡山義廣君） これから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。委員長はお戻りください。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時19分）